



No.3886 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 1. 19

・岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内8例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	9
・京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内9例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	10
・ブラジルからの生きた家きん、家きん肉、食用生鮮殻付卵等の輸入一時停止措置について.....	11
・茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内10例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について.....	12
・鳥取県米子市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内6例目）に係る移動制限の解除について.....	13
・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内11例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	14
・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内12例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	15

☆岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内8例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年12月20日付けプレスリリース）

本日、岡山県津山市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内8例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所 在 地：岡山県津山市

飼養状況：約43万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和7年12月19日（金曜日）、岡山県は、同県津山市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザ

- の簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 12月20日（土曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務と岡山県との面会等により、岡山県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 岡山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年12月20日（土曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力ををお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力ををお願いいたします。

☆京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内9例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年12月24日付けプレスリリース）

本日、京都府亀岡市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内9例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力ををお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：京都府亀岡市
飼養状況：約28万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和7年12月23日（火曜日）、京都府は、同府亀岡市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 12月24日（水曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務と京都府との面会等により、京都府と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 京都府の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等

から「緊急支援チーム」を派遣。

7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年12月24日（水曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆**ブラジルからの生きた家きん、家きん肉、食用生鮮殻付卵等の輸入一時停止措置について**
(令和7年12月24日付けプレスリリース)

農林水産省は、令和7年12月24日（水曜日）、ブラジルのマット・グロッソ州からの生きた家きんの輸入一時停止措置及び同州からの家きん肉等の輸入保留措置を講じました。

1. 経緯

ブラジルのマット・グロッソ州クイアバ市の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、ブラジル家畜衛生当局から情報提供がありました。

2. 対応

(1) ブラジルからの生きた家きんの輸入について
本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和7年12月24日（水曜日）にマット・グロッソ州からの生きた家きんの輸入を一時停止（※1）しました。

(2) ブラジルからの家きん肉、食用生鮮殻付卵等の輸入について
本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和7年12月24日（水曜日）にマット・グロッソ州からの家きん肉、食用生鮮殻付卵等の輸入を保留（※1、※2）しました。

※1：発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉、食用生鮮殻付卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

※2：ブラジルからの家きん肉等については、家畜衛生条件に基づき市町村単位で輸入停止を設定することが可能ですが、今回この措置が適用できるかどうかについて、現在ブラジル当局に発生状況の詳細を確認しています。今後の対応については、動物検疫所のウェブサイトで更新予定です。

(参考) ブラジルからの生きた家きん、家きん肉等の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
生きた家きんのひ（羽）	11,157	12,971	30,896
（日本の総輸入量）	(308,592)	(255,166)	(299,419)
家きん肉（トン）	426,034	405,199	451,712
（日本の総輸入量）	(1,116,751)	(1,079,290)	(1,159,638)
家きんの卵（トン）	1,148	10,486	1,293
（日本の総輸入量）	(26,925)	(40,510)	(24,983)

出典：財務省「貿易統計」

令和7年11月14日付けプレスリリース「ブラジルからの生きた家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について」

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/251114.html>

生きた家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の状況等については、次のページより確認いただけます。
動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

☆茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内10例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

（令和7年12月25日付けプレスリリース）

本日、茨城県城里町の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内10例目）されました。

また、昨日、迅速な防疫措置を開始するため、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認しました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所 在 地：茨城県城里町

飼養状況：約97万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和7年12月24日（水曜日）、茨城県は、同県城里町の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが

判明しました。

- (3) 12月25日（木曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務と茨城県との面会等により、茨城県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 茨城県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日 時：令和7年12月24日（水曜日）

17時45分～18時00分

場 所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

概 要：本件に対する、今後の対応方針の確認を行った。

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆鳥取県米子市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内6例目）に係る移動制限の解除について

（令和7年12月28日付けプレスリリース）

鳥取県は、米子市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内6例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和7年12月28日（日曜日）午前0時（12月27日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

- (1) 鳥取県は、令和7年12月2日に米子市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内6例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。
- (2) 鳥取県は、令和7年12月17日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。
- (3) 今般、鳥取県は、国内6例目の防疫措置が完了した令和7年12月6日の翌日から起算して21日が経過する令和7年12月28日（日曜日）午前0時（12月27日（土曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

3. 参考

鳥取県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内6例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

似患畜（国内6例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内11例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年12月29日付けプレスリリース）

本日、北海道由仁町の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内11例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所 在 地：北海道由仁町

飼養状況：約0.6万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和7年12月28日（日曜日）、北海道は由仁町の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 12月29日（月曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

鳥取県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 北海道と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 北海道の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年12月29日（月曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内12例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年12月30日付けプレスリリース）

本日、埼玉県嵐山町の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内12例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在 地：埼玉県嵐山町

飼養状況：約24万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和7年12月29日（月曜日）、埼玉県は嵐山町の農場から、通報を受けて、農場への立入検

- 査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 12月30日（火曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務と埼玉県との面会等により、埼玉県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 埼玉県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に

努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年12月30日（火曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1